

## 第百十一号議案

東京都霊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「二千二百九十二円」を「二千五百三十七円」に改める。

別表第二中「二百八十九万三千円」を「二百九十七万円」に、「百八十九万九千円」を「百七十六万一千円」に、「二百万八千円」を「二百二万五千円」に、「百六十八万三千円」を「百六十二万三千円」に、「九十二万三千円」を「九十二万二千円」に、「二十万一千円」を「二十万五千円」に、「八十七万六千円」を「八十四万四千円」に、「九十四万円」を「九十五万三千円」に、「二十一万八千円」を「二十三万六千円」に、  
八十九万三千円 を 八十七万六千円 に、「三十万八千円」を「三十二万二千円」に、「九十二万九千円」を「八十九万九千円」に、「百六十八万二千円」を「百六十八万三千円」に、「六十万円」を「六十万八千円」に、「百六十一万二千円」を「百五十六万七千円」に、「八十七万四千円」を「八十九万五千円」に、「五十四万五千円」を「五十一万六千円」に、「六十二万八千円」を「五十九万七千円」に、「六万四千円」を「六万円」に、「十二万五千円」を「十一万七千円」に、「八万七千円」を「八万一千円」に、「八万八千円」を「九万一千円」に、「十三万円」を「十二万六千円」に、「十九万一千円」を「十八万七千円」に、「二十一万五千円」を「二十万一千円」に、「十五万一千円」を「十六万一千円」に、  
千四百円 を 千三百円 に、「六千四百円」を

「六千六百元」に改める。

別表第三中「七百三十円」を「七百五十円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、「三千七十円」を「二千九百二十円」に、「五千百七十円」を「五千二十円」に改める。

別表第四中「千百元」を「千二百円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

使用料等の上限額及び手数料の額を改定する必要がある。